

会 議 録

※要点記録

1	会 議 名	平成29年度第4回赤穂市空家等対策協議会
2	開催日時	平成30年3月22日（木曜日） 13時30分～14時10分
3	開催場所	赤穂市役所6階第2委員会室
4	出席者又は欠席者	<p>○出席者</p> <p>（委 員）明石委員（会長）、目木委員、釣委員、岡野委員、内藤委員、大上委員、谷川委員、近都委員（代理：岩見兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課長）</p> <p>（事務局）古津建設経済部長、澗口建築担当課長、長棟建築係長、内波主事、東技師（株）かんこう 神戸支店 松本課長</p> <p>○欠席者</p> <p>（委 員）安枝委員</p>
5	傍 聴	傍聴可、傍聴人0名
6	報告事項・協議事項	<p>報告事項</p> <p>① パブリックコメントの実施結果について</p> <p>② 赤穂市空家等の適正管理に関する条例、条例施行規則について</p> <p>協議事項</p> <p>① 赤穂市空家等対策計画（案）について</p> <p>② 今後の空家等対策協議会について</p> <p>③ その他</p>
7	会議の内容	別紙のとおり

事務局	<p style="text-align: center;">— 1 開 会 (1 3 : 3 0) —</p> <p>ただ今から、平成29年度第4回赤穂市空家等対策協議会を開催いたします。はじめに、会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">—資料の確認—</p> <p>続きまして、本協議会の成立についてご報告申し上げます。本日、安枝委員より欠席の連絡をいただいております。委員総数9名のうち、本日の出席者は8名でございますので、赤穂市空家等対策協議会設置要綱第6条第2項の規定により、委員の過半数以上の出席がございますので、本協議会が成立することをご報告いたします。なお、兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、近都委員の代理といたしまして、同じく姫路土木事務所まちづくり建築第1課、岩見課長にご出席いただいております。次に、傍聴について、本協議会の会議は原則公開で行いますが、本日は傍聴の申出がないことをご報告いたします。それでは開会にあたりまして、赤穂市空家等対策協議会会長の明石市長からご挨拶いただきます。</p>
会 長	<p style="text-align: center;">— 挨 拶 —</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、以降の議事進行につきましては、明石会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、次第に従いまして進めて参りたいと思います。2報告事項の「①パブリックコメントの実施結果について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">— 【資料1】 について説明 —</p>
会 長	<p>ただ今、パブリックコメントにおけるご意見に対する事務局の考え方を説明いただきましたけれど、それにつきましてご意見等がありましたらお願いします。特にありませんか。</p> <p>それでは、次に報告事項「②赤穂市空家等の適正管理に関する条例、条例施行規則について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">— 【資料2、3】 について説明 —</p>

会 長	事務局から「②赤穂市空家等の適正管理に関する条例、条例施行規則について」の説明がありました。この内容についてご意見等ございましたらお願いします。
委 員	条例施行規則（資料3）の2ページ（応急措置）第10条の3行目、「当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。」とありますが、その後どうするのかお願いします。
事務局	所有者等に通知することが困難であるときというのは、所有者が不明のときになります。応急措置の規定は、資料2の4ページ条例第13条第1項をご覧くださいなのですが、「市長は、空家等の急迫した現在の危険を回避するため前5条の規定による措置をとる時間的余裕がないと認めるとき」、前5条の規定というのは助言・指導、勧告、命令等の措置になりますが、自治会等から情報提供があつて、職員が現地確認に行く、所有者が誰かを調べる間もなく応急措置を施さなければならないという時に、応急措置を行うことになります。その後、所有者が判かれば応急措置を実施しましたと規則に基づいて通知しますが、所有者が特定できない場合もございますので、ただし書きの規定を設けているというところでございます。
委 員	条例第13条第2項では、「当該応急措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。」とあるけれど、相続も親族も全くいないということが多くあると思われませんが費用はどうなりますか。
事務局	所有者等が不明の場合は、費用の請求や徴収はできませんが、応急措置は急迫した危険を回避する、周辺住民等の安全を確保するための措置ですので、必要のあるときは対策がとれるように規定しています。
委 員	弁護士さんもいるのでお聞きしたいのですが、居所不明で親族は出てくるのですか。居所不明で相続がないとなると。
委 員	いるけれど、どこに住んでいるかわからないという人はいっぱいいると思います。最後の住民票の住所から転居していたら難しいです。
委 員	相続人が他にいない時はどうなるのですか。
事務局	条例で言いますと、条例第12条（略式代執行）は、所有者不明の物件に対して、代執行ができますという規定です。所有者不明なので費用は回収

	<p>できません。応急措置についても、所有者不明の物件についても応急措置はできますという意味で、こういう書き方としています。応急措置をして所有者不明の場合は、その費用は回収できないということになります。応急措置は、必要最低限の措置、道路に落ちないように仮囲いをしたり、屋根にシートをはったり、通行者に危険がないようにバリケードの設置等を想定しています。最低限の応急措置で対応できるものはしないと、所有者不明でも状況を把握している市が対応しなかったことで、今度は不作為の話になるおそれがあります。法では応急措置の規定がないので、法なら所有者不明の空家は、略式代執行ということになりますが、そこを所有者がわからなくて費用が回収できないものについて、略式代執行をする前に最低限の応急措置で対応できないかということで条例に規定しています。</p>
委員	<p>もしこれをするなら国か県から補助はありますか。</p>
事務局	<p>応急措置については有りません。略式代執行については国の補助が使えません。</p>
委員	<p>これからも空家はかなり増えていくし、私も司法書士や弁護士に頼んでも空家の所有者が判らなかつたことがあります。</p>
会長	<p>他にご意見等ありますか。無いようですので次の3協議事項に移らせていただきます。まず、協議事項「①赤穂市空家等対策計画（案）について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>—【資料4】について説明—</p>
会長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましてご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>形式面についてですが、51ページの名簿の氏名のレイアウトが右寄り、左寄りのものがありますので、整えていただけたらと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他に気付いた点でも結構ですので伺いたいと思います。</p>
委員	<p>46ページの第3章の「8.必要な措置が講じられた場合の対応」のところで、「所有者等が、勧告又は命令に係る措置を実施し、当該勧告又は命令が</p>

	撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、特例の適用対象となる。」というのはどういうことですか。
事務局	法に基づいた勧告を行った場合は、固定資産税の住宅用地特例の適用を外すこととなりますが、勧告した後に、所有者等が対応したら、特例の対象とするということです。
委員	家屋を解体した場合もですか。
事務局	解体した場合は、家屋が無くなって、住宅用地ではないので、特例の対象とはなりません。例えば、修繕により対策をした場合は住宅用地特例の対象となると考えられます。
会長	他にございませんか。それでは次に移らせていただきたいと思います。「②今後の空家等対策協議会について」事務局から説明をお願いします。
事務局	—【資料4（34ページ）】について説明—
会長	次に「③その他」に移らせていただきたいと思います。せっかくの機会がありますので、全般的にご意見ありましたらお願いします。何か気が付いたことがありましたらお願いします。
委員	本条例に限った事ではないかもしれないですけども、条例や規則の中の促音の「っ」ですね。「あった」が「あつた」など、全て大きい「つ」で書かれていると思いますが、一般の方々には、勧告等の目に触れる通知書は、小文字を使われた方が自然ではないかと思うのですが。特に通知や勧告など一般の方に出す物だけでも、通常使われている文字を使用した方が良いと思います。
事務局	通知の際等には、わかりやすい内容となるようにしていきます。
会長	他に何かございますか。無いようですので事務局から連絡事項がありましたらお願いします。
事務局	事務局から一点、お詫びとお願いがございまして、第3回協議会におきまして住宅セーフティネット法について、事務局から考え方を説明させていただきましたけども、この内容におきまして福祉部局が主体となると申し

	<p>上げましたが、現時点では福祉部局が主体となるかというのは未定でございます。前回発言しました福祉部局が主体となる施策というのを訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。</p> <p>それから資料3の条例番号と年が空白なのですが、これにつきましては、平成30年赤穂市条例第17号と決定しましたので、追記をお願いします。</p>
事務局	<p>最後に、事務局から一言御礼申し上げたいと思っております。委員の皆様には本協議会の運営につきまして、ご支援ご協力いただきましたこと事務局を代表いたしまして、お礼申し上げます。また、新年度からは赤穂市空家等対策計画に基づきまして、空家を地域の資源として捉えまして、空家の流通・活用の促進など総合的な空家等対策に取り組みたいと考えております。委員の皆様には新年度につきましても、ご協力賜ります事をお願い致しまして、事務局からのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。</p>
会 長	<p>それでは今日の協議事項は全て終了いたしました。色々と協議いただきましてありがとうございました。事務局の方にお返しします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日の会議録についてですが、前回と同様に委員の皆様にご確認をお願いしますので、会議録ができ次第、郵送させていただきます。それでは以上をもちまして平成29年度第4回赤穂市空家等対策協議会を閉会いたします。どうも本日はありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">— 4 閉 会 (1 4 : 1 0) —</p>